

山梨県の最低賃金

山梨県最低賃金が変わります！

1 山梨県内で働く全ての労働者には、下記の最低賃金が適用されます

山 梨 県 最低賃金	時 間 額 1,052円	効力発生日
		令和7年 12月1日

2 次の手当等は最低賃金に算入しません

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 | ②時間外・休日・深夜手当 |
| ③臨時に支払われる賃金 | ④1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 |

3 特定の許可を受けた者は、最低賃金の減額特例が認められます

精神的・身体的な理由から最低賃金を一律に適用すると雇用機会を狭くする可能性がある労働者、拘束時間の長い断続的労働の許可を受けた業務に従事する労働者等については、使用者が労働局長の許可を受けることを条件に、最低賃金の減額の特例許可が個別に認められています。

4 次の産業については、特定最低賃金が定められています

特 定 最低賃金 (時間額) ※1	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1,047円※2 1,052円	効力発生日 改正審議中 令和6年12月27日
	自動車・同附属品製造業	1,029円※2 1,052円	効力発生日 改正審議中 令和7年1月3日

※1 年齢(18歳未満、65歳以上)、技能習得中(雇入れ後6月未満)及び特定の業務(清掃、熟練を要しない業務等)に主に従事している労働者については、特定最低賃金が適用除外され、山梨県最低賃金が適用される場合があります。

※2 山梨県最低賃金である1,052円の効力が発生する前日の令和7年11月30日までは「1,047円」または「1,029円」が適用になります。なお、各特定最低賃金については、現在、改正に向けた審議が行われています。

(お問い合わせ先)

山梨労働局賃金室	甲府市丸の内1-1-1	(055-225-2854)
甲府労働基準監督署	甲府市下飯田2-5-5	(055-224-5616)
都留労働基準監督署	都留市四日市場23-2	(0554-43-2195)
鰍沢労働基準監督署	南巨摩郡富士川町鰍沢1760-1	(0556-22-3181)
	富士川地方合同庁舎5階	

令和7年度「業務改善助成金」のご案内

ご確認ください！☑

対象になる事業場

- ☐ 中小企業・小規模事業者であること
- ☐ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること。

★**拡充**
事業場内最低賃金が**1,052円未満**の事業者が、令和7年9月5日から令和7年11月30日までに賃金を引き上げる場合、助成金の対象となります。

- ☐ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと

支給要件

- ☐ 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること

★**拡充**
令和7年9月5日から令和7年11月30日までに賃金引上げを実施し、賃上げ結果を提出すれば、賃金引上げ計画の提出は不要※となりました。

※ 同期間以外の賃金引上げは、一切本措置の対象となりませんので、ご注意ください。

- ☐ 引上げ後の賃金額を支払うこと
- ☐ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

※ 同一事業場の申請は年1回まで

【設備投資等】機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど

〔物価高騰等要件※に該当する場合、助成対象経費の拡充が受けられます。パソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び乗車定員7人以上または車両本体価格200万円以下の自動車等も助成対象として認められます。〕

※ 物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月における売上高総利益率または売上高営業利益率が、前年同月に比べ3%ポイント以上低下している事業者をいいます。

手続の流れ



助成率

1,000円未満	4 / 5
1,000円以上	3 / 4

賃金を引き上げる労働者数・助成上限額

区 分	(下段は、事業場規模30人未満の事業者のみ対象)				
	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上※
30円コース	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
	60万円	90万円	100万円	120万円	130万円
45円コース	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
	80万円	110万円	140万円	160万円	180万円
60円コース	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
	110万円	160万円	190万円	230万円	300万円
90円コース	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円
	170万円	240万円	290万円	450万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、事業場内最低賃金が1,000円未満または物価高騰等要件に該当する事業者が選択できます。

山梨県内での活用事例

【建設業】フォークリフトの導入

導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で実施
導入後	- 作業時間を大幅に短縮 - 手作業の積み下ろし作業を軽減

【飲食業】セルフオーダーシステムの導入

導入前	ホールスタッフが注文をとっていた
導入後	- 注文から料理提供までのスピードが速くなり、顧客回転率がアップ - オーダーミスが減った

＜お問い合わせ先＞
業務改善助成金
コールセンター
☎0120-366-440

＜申請先＞
山梨労働局雇用環境・均等室
甲府市丸の内1-1-11
☎055-225-2851

＜賃金引上げに向けた無料相談窓口＞
山梨働き方改革推進支援センター
甲府市酒折1-1-11 日星ビル4階
☎0120-755-099

詳しくはこちら



賃金引上げ¹⁾の支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

...山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

NEWS 令和7年9月から制度を拡充！

- ・対象事業所を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで」に拡充
- ・最低賃金改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30～130万円
45円コース	45～180万円
60円コース	60～300万円
90円コース	90～600万円

活用のポイント 賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース) ...山梨労働局 職業対策課 055-225-2858

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント 非正規雇用労働者の賃上げ

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

...山梨労働局 雇用環境・均等室 055-225-2851

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

活用のポイント 労働時間削減等の取組(賃上げ)+設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

※1 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

※2 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円



活用のポイント

職業訓練+経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

※訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース) ...山梨労働局 職業対策課 055-225-2858

人材確保のために**雇用管理改善につながる制度**等(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げ(5%以上)を行った場合、最大287.5万円が支給されます。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度	50万円
②諸手当等制度	(40万円)
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円
⑤健康づくり制度	(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- ・ 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・ 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・ 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・ 対象労働者の賃上げ(5%以上)で、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース) ...山梨労働局 職業対策課 055-225-2858

- ・ ハローワーク等を通じ、高年齢者や障害者、就職氷河期世代を含む中高年層など(就職困難者等)を継続して雇用する事業主に助成(30万円~240万円)
- ・ これら就職困難者等を就労経験のない職種で雇い入れ、①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者の雇入れ、②人材育成(人材開発支援助成金の活用)及び雇入れから3年以内に5%賃上げのいずれかを実施した場合、1.5倍の助成金を支給

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース) ...山梨労働局 職業対策課 055-225-2858

- ・ **雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・ **中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させた場合及び中途採用率を一定以上拡大させ、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ当該45歳以上の者全員を雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース) ...山梨労働局 訓練課 055-225-2861

- ・ 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

☑ 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package_00007.html



(R7.9)



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

助成金によっては申請期限がございますので上記2次元コードからご確認ください。



山梨働き方改革 推進支援センターでは



中小企業・小規模事業者等の
支援を行っています。



同一労働同一賃金への対応や非正規労働者の待遇改善を支援します！



パートタイマーと正社員の
賃金や手当をどう見直せ
ば、同一労働同一賃金に
なるのだろうか、難しくて分
からない。

そのお悩み、
ぜひ専門家に
ご相談ください！



同一労働同一賃金とは、同一企業内における正社員と非正規雇用労働者との間の
不合理な待遇差の解消を目指すものです。(2021年4月1日より全面施行)



他にも、以下の取組をワンストップで支援しています！

- 長時間労働の是正
- 時間外労働の上限規制の対応や36協定届の作り方
- 生産性向上による賃金引上げ
- 人手不足の解消に向けた雇用管理改善
- 業務改善助成金やキャリアアップ助成金等の申請支援

ご希望の相談方法、選べます。相談は無料です。



来所相談・電話相談

社労士等の専門家がセンターの相談ブースにて相談に応じます。電話での相談も受け付けています。
(受付時間：原則 平日午前9時～午後5時)



メール相談

メールでの相談も可能です。
メールアドレス: yamanashi@workstylereform.net



企業への訪問相談サービス

社労士等の専門家が会社までお伺いして、1回あたり2時間程度、3回を基準として、無料で相談をお受けします。



セミナー開催

センターの企画により、随時、働き方改革セミナーを開催しています。

山梨働き方改革推進支援センター

☎ 0120-755-099

(平日 午前9時～午後5時)



厚生労働省委託事業

(受託：全国社会保険労務士会連合会)

山梨働き方改革推進支援センター

相談は
無料です。

1回2時間を標準として、
最大3回まで支援します。

訪問支援 FAX申込書

FAX 055-269-8129

(お申し込み後、3営業日以内にお電話でご連絡いたします)

Webでの申込
はこちらから



貴社名

ご担当者

所属/役職

お名前

所在地

T E L

F A X

M a i l

ご訪問希望日時

第1希望

月

日

(曜日)

午前・午後

☐ オンライン相談希望

第2希望

月

日

(曜日)

午前・午後

第3希望

月

日

(曜日)

午前・午後

ご相談内容

※複数可

☐ 同一労働同一賃金への対応

☐ 基本給にかかる均等・均衡待遇

(職務分析・職務評価)

☐ 長時間労働の是正

☐ 時間外労働の上限規制の対応や36協定届の作り方

☐ 生産性向上による賃金引上げ

☐ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

☐ 業務改善助成金等各種助成金の申請支援

☐ ハラスメント防止措置への対応

☐ 年次有給休暇の取得促進

☐ 育児介護休業法の改正への対応

☐ 選択的週休3日制の導入

☐ 勤務間インターバル制度の導入

☐ 多様な正社員制度の導入

☐ その他

具体的な相談内容について

※ご記入いただいた個人情報は、ご相談受付の目的のみ使用し、目的以外の使用は致しません。



山梨働き方改革推進支援センター

〒400-0805 山梨県甲府市酒折1丁目1-11 日星ビル4階

☎ 0120-755-099

(平日 午前9時～午後5時)



yamanashi@workstylereform.net

お電話でもお申込みできます

